第五章　雑則

（電磁的記録媒体による手続）

第三十一条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び別記様式第二十三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第一条第三項第三号に規定する書類　第十四条第一項

二　遊技機試験申請書　第十四条第一項

三　第七条第二項第六号に規定する書類　第十五条第一項

四　型式試験申請書　第十五条第一項

五～十一　［略］

十二　試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面　第十六条第二項及び第二十条第二項

十三～十五　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［章名を削る。］

［章名を付する。］

（フレキシブルディスクによる手続）

第三十一条　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二十三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

一～七　［同上］

［四号ずつ繰り下げる。］

八　試験員が第十九条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書面　第十六条第二項

九～十一　［同上］

［四号ずつ繰り下げる。］

2　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の名称

二　提出年月日

第五章　雑則